

住宅型有料老人ホーム管理規程

(令和3年4月12日制定)

改正 令和 6 年 4 年 1 日

(目的)

第1条

社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会（以下「事業者」という。）が開設する住宅型有料老人ホームあすかの郷（以下「ホーム」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 ホームの運営に当たっては、入居者一人ひとりの心身の特性に配慮し、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう支援を行う。
- 2 入居者がゆったり落ち着いた自由な安定した生活ができるように努める。
- 3 入居者又はその家族等に対し、ホームが提供するサービスの内容及び方法について分かり易く説明する。

(ホームの名称及び所在地)

第3条

ホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 住宅型有料老人ホームあすかの郷
- (2) 所在地 新潟県佐渡市真野新町63番地

(入居定員及び居室数)

第4条

- 1 入居定員及び居室数は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員 20人
 - (2) 入居数 20室（完全個室）
- 2 入居定員及び居室の定員を超えての入居は行わないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理者は、次の各号に掲げる場合には、ホームの業務及び管理に支障が生じない範囲で、居室の定員を超えて5日以内の滞在を認めることができるものとする。ただし、滞在に要する費用は入居者の負担とする。
 - (1) 一時的に看護師、家族等の介添えが必要な場合
 - (2) 入居者が家族等の滞在を認める場合
 - (3) その他滞在が必要と認められる場合

(従業者の職種、員数及び勤務内容)

第5条

- 1 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1人
職員及び業務の管理を一元的に行う
 - (2) 介護職員 1人以上

入居者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる援助を行う。

(3) 看護師

併設する通所介護事業の看護師が、入居者の自立支援及び日常生活の充実のための健康管理の援助を行う

(4) 栄養士

事業者が運営する地域密着型介護老人福祉施設生活介護事業所に勤務する栄養士の指導により、入居者の食事に係る献立作成及び栄養管理を行う

(5) 調理員 2人以上

併設する通所介護事業所の調理員と兼務し、入居者のための食事の調理、提供の援助を行う

2 事業者は、入居者に対しサービスを円滑に提供できるように勤務体制を確保するものとする。

3 従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活が送れるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

4 従業者の資質の向上のために、その研修の確保に努めるものとする。

(内容、手続の説明及び同意)

第6条

サービスの提供の開始に当たっては、あらかじめ入居申込者及びその家族等に対し、この管理規程の概要及び重要事項等についての文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得るものとする。

(入居対象者)

第7条

入居対象者は、概ね 60 歳以上の方とし、多人数による共同生活を営むことに支障のない方とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する方については入居を承認しないことができるものとする。

(1) 精神性疾患を有し、他の方に危害を及ぼすおそれのある方

(2) 感染性疾患を有し、他の方にそのウイルスを感染させるおそれのある方

(3) その他入居が適当でないと認められる方

(入居)

第8条

1 入居を希望する方は、入居申込書に健康診断書等必要書類を添えて、事業者に提出するものとする。

2 入居の決定は、前項の書類審査のほか、入居希望者及びその家族等への面接により決定するものとする。

3 入居を承認された方は、入居に当たって、身元引受書兼誓約書を事業者に提出するものとする。ただし、入居後において、身元引受人が死亡、失踪等により不在となった場合、また、破産等により身元引受人としての能力を失ったと認められる場合には、新たに身元引受人を選任するものとする。

4 入居者は、入居に当たって、次の各号に掲げる物品等のうち、必要最小限のものを携行するものとし、その管理は入居者が行うものとする。

(1) 印鑑、介護保険証、健康保険証、その他必要書類等

(2) 寝台、寝具、衣類、日用品及び生活に必要な機器、器具類等

- (3) 当座の小遣い銭
- (4) その他必要と認められるもの

(サービスの内容)

第9条

入居者に対して、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 介護サービス
- (2) 生活サービス
- (3) 健康管理サービス
- (4) 入退院時・入院中のサービス
- (5) 生活相談サービス

(利用料及びその他の費用の額)

第10条

- 1 ホームが提供するサービスに要する費用の額は、入居契約書に定めるとおりとする。
- 2 利用料に係るサービス提供に当たっては、入居者及びその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者及びその家族等の同意を得るものとする。
- 3 入居者が1ヶ月以上にわたり、入院等の理由により居室に不在となった場合には、利用料等について入居者又はその家族等と協議するものとする。

(利用料及びその他の費用の額の変更)

第11条

- 1 事業者は、制度改正、経済状況の著しい変動等やむを得ない事由がある場合には、運営懇談会に諮り、前条の規定による利用料及びその他の費用を変更することができるものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の支払)

第12条

- 1 事業者は、利用月の1日から末日までの利用料及びその他の費用の請求書にその内訳を添えて、利用月の翌月10日までに入居者若しくは身元引受人に請求するものとし、入居者若しくは身元引受人は請求のあった月の25日(土日・祭日の場合は、その前直近の金融機関営業日)までに事業者を支払うものとする。但し、利用月の途中から入居した場合は、利用料は日割にて支払うものとし、1円未満の端数はこれを切捨てるものとする。
- 2 支払方法は、原則として、契約者(又は、代理人)名義の貯金口座(貯金口座振替依頼書に基づく)から振替処理させていただきます。
- 3 入居者が本条第1項の利用料及びその他費用を延滞した場合には、年6%の延滞利息を加算して支払うものとする。

(禁止及び制限される行為等)

第13条

入居者は、ホーム内で次の各号に掲げる行為をしてはいけないものとする。

- (1) 信教、信条、性別の相違などにより他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵害すること
- (2) けんか、口論、泥酔などにより他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) ホームの秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) ホームの建物、物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと
- (6) 施設内で、所定の場所及び時間外に喫煙及び飲酒を行うこと
- (7) 明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのある動植物の持ち込み、又はその飼育、栽培を行うこと

(入居者に関する市町村への通知)

第 14 条

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

(緊急時の対応)

第 15 条

事業者は、入居者の心身の状況に異変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束)

第 16 条

- 1 ホーム内において身体拘束は行わない。ただし、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にあっては、この限りではないものとする。この場合、その態様、時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録し、家族等に説明を行うとともに、5年間保存するものとする。
- 2 前項の記録は、家族等から要求がある場合及び監督機関等の指示がある場合には、これを開示する。

(事故発生時の対応)

第 17 条

事業者は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、第 15 条の規定に準じて対応するとともに、直ちに市町村等関係機関に連絡するものとする。

(非常災害対策)

第 18 条

- 1 事業者は、火災、水害、地震、津波等緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、年 1 回以上避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。
- 2 緊急の事態が発生し、入居者等が避難を余儀なくされる事態に備えるため、災害の種別に応じた避難先をあらかじめ確保するものとする。

(協力医療機関等)

第 19 条

- 1 入居者の病状や体調の急変に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。
- 2 サービスの提供体制の確保、夜間、早朝における緊急時の対応等のため、入居者の主治医、協力医療機関等と連携し、入居者の支援体制を整えるものとする。

(利益供与の禁止)

第 20 条

- 1 居宅介護支援事業所及び居宅サービス支援事業者又はそれらの従業者に対し、ホームを紹介することの代償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 居宅介護支援事業所及び居宅サービス支援事業者又はそれらの従業者から、ホームの退去者を紹介することの代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(サービス提供拒否の禁止)

第 21 条

事業者は、正当な理由がないかぎり、ホームのサービス提供を拒んではならないものとする。

(掲示)

第 22 条

ホーム内の見やすい場所に、管理規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他当ホームのサービス提供等に係る重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第 23 条

- 1 事業者の従業員は、正当な理由なく業務上知りえた入居者又はその家族等の秘密を漏らしてはならないものとする。従業員が退職した後も同様とする。
- 2 事業者は、業務上取り扱う入居者台帳、利用記録、その他入居者又はその家族等に関する書類等を、関係者以外の者に閲覧されることがないよう、個人取扱規程に基づき、厳重に管理、保管するものとする。
- 3 法令で定める場合を除き、医療機関、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、行政機関等と、入居者及びその家族等に係る個人情報を共有する必要がある場合に必要最小限の範囲内で使用できるものとする。
- 4 前項の規定により入居者及びその家族等に係る個人情報を使用する場合には、事前に入居者及びその家族等に説明を行い、同意を得るものとする。

第 24 条(苦情処理)

- 1 事業者は、サービスに関する入居者及びその家族等の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情申出窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その内容及びその経過を記録するものとする。

(入居契約の解除、退去)

第 25 条

- 1 入居者は、事業者に対して 1 ヶ月前に契約解除の申し入れをおこなうことにより、入居契約を解除することができる。
- 2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、入居契約を解除し、入居者を退去させることができるものとする。
 - (1) 入居者が死亡したとき
 - (2) この管理規程等に規定する義務に違反し、改められると認められないとき
 - (3) 入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、且つ施設における通常の待遇方法ではこれを防止することができないとき
- 3 前項第二号及び第三号の規定に基づく契約の解除の場合、事業者は次の各号に掲げる手続きを書面にておこなうものとする。
 - (1) 契約解除の通告について 60 日間の予告期間をおくものとする
 - (2) 前号の通告に先立って入居者及び身元引受人等の弁明の機会を設けるものとする
 - (3) 解除勧告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力するものとする
- 4 前各項の規定により、入居契約が終了もしくは解除された時は、入居者は直ちに居室を無条件で明け渡さなければならいものとする。なお、入居契約を解除したことにより、入居者に損害を生じる場合にあつても、事業者はその責を負わないものとする。
- 5 入居者がホームを退去する場合にあつては、入居者の負担により、原状に回復するものとする。

(運営懇談会)

第 26 条

- 1 入居者や家族等の意見、要望を管理、運営に反映させ、業務を円滑に行うため、入居者及びその家族等による「有料老人ホームあすかの郷運営懇談会」を設置するものとする。
- 2 運営懇談会の事務局は事業者が行うものとし、別に定める運営懇談会要領により運営するものとする。

(地域等との連携)

第 27 条

事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等関係機関、関係者との連携、協力体制を築き、地域との交流を図る。

(帳簿の整備、管理)

第 29 条

事業者は、次の事項に係る帳簿を作成し、5 年間保存するものとする。

- (1) 月額利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
- (2) 入居者に提供したサービスの内容
- (3) 緊急やむを得ず行った身体拘束の記録

- (4) サービス提供等により生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容
- (5) サービス提供等により生じた事故の状況及び処置の内容
- (6) サービスの提供を他の事業者へ委託した場合の当該事業者の名称、所在地、契約の内容及び実施状況

(衛生管理)

第30条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入居に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第32条 事業者において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(管理規程の改正)

第33条

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(委任)

第34条

この規程に定めのない事項については、事業者が別に定めるものとする。

附則（令和3年4月12日）

この規程は、令和3年6月1日から実施する。

附則（令和 6 年 3 月 21 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。